

宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託する業務内容

(1) 業務の名称

宮古市災害資料アーカイブシステム構築業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 成果品

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）までとする。

(5) 委託金額

本業務に関する費用は、78,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 応募者の要件

本プロポーザルに応募できる者は、業務仕様書の内容を履行する能力を有する法人、その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

グループ申請の場合は、次に掲げる（1）から（5）までの要件を構成団体の全てが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、当市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生または再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。

(4) 過去3年間において、国税、地方税の未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 グループで申請する場合の留意事項

複数の団体等によって構成するグループで申請する場合の留意事項は、次のとおりとする。

(1) グループを代表する団体等を定めること。

(2) 単独で申請した団体等は、グループの構成員となれないこと。

(3) 同時に複数のグループの構成員となれないこと。

(4) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、あらかじめグループ協定書（様式第7号）により定められた代表者が申請手続きを行うこととする。

5 日程等

| 項目 | 日程 |
|------------------|-------------------|
| 公募受付開始 | 6月21日(火) (公告) |
| 質問書提出期限 | 6月28日(火) |
| 質問書回答期限 | 7月1日(金) |
| 参加申込書類提出期限 | 7月5日(火) |
| 参加資格確認通知 | 7月7日(木) ※電子メールで通知 |
| 企画提案書類提出期限 | 7月19日(火) |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 7月21日(木) |
| 受託候補者選考結果通知・公表 | 7月26日(火) |
| 落札決定通知 | 8月10日(水) |
| 契約締結・業務開始 | 8月12日(金) |

6 提出書類・提出方法

(1) 参加申込書類 【提出部数 各1部(グループ申請の場合は、イからエの書類を構成団体ごとに提出してください。)】

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(任意様式パンフレット可)

ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第8号)

※ 令和3・4年度宮古市競争入札等参加資格者台帳に登録されていない法人は、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 会社概要(任意パンフレット可)

(イ) 法人登記簿謄本

(ウ) 印鑑証明書(直近1か月以内のもの)

(エ) 財務諸表(直近のもの)

(オ) 国税、地方税の納税証明書(税の未納がないことを証明するもの。3ヵ月以内に発行されたもの)

エ プレゼンテーション及びヒアリング参加申込書(様式第3号)

オ グループ申請の場合は、上記アからエの書類のほか以下の書類

(ア) グループ構成書(様式第5号)

(イ) グループ応募理由及びグループ内業務分担表(様式第6号)

(ウ) グループ協定書(様式第7号)

(2) 企画提案書類 【提出部数 原本1部、副本10部】

ア 企画提案書表紙(様式第2号)及び企画提案書別紙(任意様式)

(ア) 日本工業規格A4用紙横方向上綴じとし、文書は横書きとする。

(イ) 構成図や工程表A3版資料がある場合は、A4版資料に折り込むこと。

(ウ) 提案内容は実現可能なものとし、根拠も含め具体的に記載すること。

(エ) 企画提案書の内容は、別紙「審査項目一覧」の項目を網羅することとし、表紙を含め30ページ以内にまとめること。(記載順序等は、提案者に委ねる。)

(オ) 価格については、項目、数量、単価、金額、税等を明らかにしたものとすること。

(カ) 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(3) 提出期限

ア 参加申込書類

令和4年7月5日(火) 午後5時まで

イ 企画提案書類

令和4年7月19日(火) 午後5時まで

(4) 提出方法

郵送(簡易書留及びレターパック等、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限に必着とする。)

(5) 提出及び問合せ先

宮古市田老総合事務所 地域振興係

〒027-0307 岩手県宮古市田老一丁目3番4号

電話番号: 0193-87-2971 (担当 日蔭)

FAX 番号: 0193-87-3667

電子メール: taro-shisho@city.miyako.iwate.jp

(6) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 同一団体等からの複数提案は認めない。

オ 申込書類は、宮古市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。

カ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書(様式第4号)の提出により行い、電話・来庁等口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和4年6月28日(火) 午後5時まで

イ 提出場所 宮古市田老総合事務所 地域振興係

ウ 提出方法 電子メール又はFAX

電子メール: taro-shisho@city.miyako.iwate.jp

FAX 番号: 0193-87-3667

(2) 質問の回答

質問の回答は、令和4年7月1日(金)までに宮古市ホームページに掲載する。

8 企画提案書に対するプレゼンテーション等

次により企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時 令和4年7月21日(木) 午前10時30分から

(2) 場所 宮古市役所5階 5-3会議室(予定)

宮古市宮町一丁目1番30号

(3) その他

ア 出席者は、総括責任者を含み最大3名までとする。

イ 1者25分程度（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

オ パワーポイント等によるプレゼンテーションを希望する場合は、参加申込時にその旨を連絡すること。

カ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、実施が不適切と判断した場合は、別途連絡する。

9 受託候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査・選定

審査は、選定委員会において企画提案内容等を総合的に評価する。審査の結果、委員の評価点の平均点が最高点の者を受託候補者とし、次に点数の高かった者を次点候補者として選定する。点数が同点の場合には、選定委員会において協議のうえ、順位を決定する。

なお、応募者が1者の場合でも、審査を実施することとする。

また、別紙「審査項目一覧」の項目について、企画提案書に記載のない項目があった場合は失格とする。

【審査項目】

| 項目 | | 配点 |
|--------|---------------------------|------|
| 業務遂行能力 | 事業目的・内容の理解 | 10点 |
| | 実施体制・実施計画 | 10点 |
| | 業務実績 | 10点 |
| 企画提案内容 | 業務の実現性 | 10点 |
| | 業務の適格性 | 10点 |
| | 利便性・操作性 | 15点 |
| | 他機関、他システムとの連携 | 10点 |
| | 資料のデジタル化 | 10点 |
| | 動画制作 | 10点 |
| | 津波資料館（仮称）での展示内容・手法についての検討 | 15点 |
| | 緊急時の対応・セキュリティ対策 | 10点 |
| 合計 | | 120点 |

(2) 審査結果

受託候補者及び次点候補者を決定後、参加者全員に結果を通知する。

10 契約の締結

受託候補者を決定後、提案内容に基づき市と受託候補者との間で協議を行い、業務仕様について両者協議が整った後、受託候補者との随意契約とする。

受託候補者に契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、次点候補者と交渉を行う。

11 公正なプロポーザルの実施の確保

(1) 応募者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる

相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (2) 応募者は、契約候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (3) プロポーザルを公正に執行することができないと判断される時は、プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

【問合せ先】

〒027-0307 岩手県宮古市田老一丁目3番4号

宮古市企画部田老総合事務所地域振興係 担当：日蔭

電話番号：0193-87-2971

FAX 番号：0193-87-3667

電子メール：taro-shisho@city.miyako.iwate.jp